

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年6月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第62号

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表とし、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改正後	改正前																				
<p>（格付）</p> <p>第9条 知事は、次の表の左欄に掲げる発注工種（以下「格付工種」という。）の有資格者（県内に本店を有する者に限る。）について、同表の右欄に定める等級に区分して格付を行うものとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>格付工種</th><th>等級</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>とび等一般</td><td><u>3等級（A級、B級及びC級）</u></td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	格付工種	等級	略		とび等一般	<u>3等級（A級、B級及びC級）</u>	略		<p>（格付）</p> <p>第9条 知事は、次の表の左欄に掲げる発注工種（以下「格付工種」という。）の有資格者（県内に本店を有する者に限る。）について、同表の右欄に定める等級に区分して格付を行うものとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>格付工種</th><th>等級</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>とび等一般</td><td><u>2等級（A級及びB級）</u></td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	格付工種	等級	略		とび等一般	<u>2等級（A級及びB級）</u>	略					
格付工種	等級																				
略																					
とび等一般	<u>3等級（A級、B級及びC級）</u>																				
略																					
格付工種	等級																				
略																					
とび等一般	<u>2等級（A級及びB級）</u>																				
略																					
<p>（総合点数）</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 主観点数は、次の表の左欄に掲げる区分ごとに鳥取県建設工事入札参加資格者格付要綱により算定した点数（同表の中欄に掲げる主観点数の項目につきそれぞれ同表の右欄に定める点数を限度とする。）を合算した点数とする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>主観点数の項目</th><th>点数</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">加点項目</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td>知事が別に定めるところにより建設工事の技術等に関する研修を受講し、効果があると認められた者の数</td><td><u>30点</u></td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table> <p>略</p>	区分	主観点数の項目	点数	加点項目	略		知事が別に定めるところにより建設工事の技術等に関する研修を受講し、効果があると認められた者の数	<u>30点</u>	略		<p>（総合点数）</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 主観点数は、次の表の左欄に掲げる区分ごとに鳥取県建設工事入札参加資格者格付要綱により算定した点数（同表の中欄に掲げる主観点数の項目につきそれぞれ同表の右欄に定める点数を限度とする。）を合算した点数とする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>主観点数の項目</th><th>点数</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">加点項目</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td>知事が別に定めるところにより建設工事の技術等に関する研修を受講し、効果があると認められた者の数</td><td><u>33点</u></td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table> <p>略</p>	区分	主観点数の項目	点数	加点項目	略		知事が別に定めるところにより建設工事の技術等に関する研修を受講し、効果があると認められた者の数	<u>33点</u>	略	
区分	主観点数の項目	点数																			
加点項目	略																				
	知事が別に定めるところにより建設工事の技術等に関する研修を受講し、効果があると認められた者の数	<u>30点</u>																			
	略																				
区分	主観点数の項目	点数																			
加点項目	略																				
	知事が別に定めるところにより建設工事の技術等に関する研修を受講し、効果があると認められた者の数	<u>33点</u>																			
	略																				

(格付等級に関する応募条件)

第17条 格付工種に該当する建設工事の県内向け公募型入札を行う場合においては、当該建設工事の格付工種及び請負対象設計金額に応じ、当該県内向け公募型入札に参加しようとする有資格者が次の表に定める等級に格付けられていることを応募条件として設けるものとする。

格付工種 請負対象 設計金額	土木 一般	建築 一般	とび 等 一般	電気工 事及び 管工事	アスフ アルト	造園 工事
300万円未満	略	略	C	略		
300万円以上						
400万円未満						
400万円以上						
800万円未満						
800万円以上						
1,000万円未満						
1,000万円以上						
1,500万円未満						
1,500万円以上						
2,000万円未満	B					
2,000万円以上						
3,000万円未満						
3,000万円以上						
4,000万円未満						
4,000万円以上						
6,000万円未満	A					
6,000万円以上						

2 略

別表3 (第10条、第12条関係)

格付工種	等級	要件
略		
建築一般	略	
	B	基準日において1級技術者を1名以上有すること。
とび等一般	A	建設業法別表第1の下欄に掲げるとび・土工工事業について、特定建設業の許可を受けていること。
管工事	略	
	B	(1) 基準日において1級

(格付等級に関する応募条件)

第17条 格付工種に該当する建設工事の県内向け公募型入札を行う場合においては、当該建設工事の格付工種及び請負対象設計金額に応じ、当該県内向け公募型入札に参加しようとする有資格者が次の表に定める等級に格付けられていることを応募条件として設けるものとする。

格付工種 請負対象 設計金額	土木 一般	建築 一般	とび 等 一般	電気工 事及び 管工事	アスフ アルト	造園 工事
300万円未満	略	略	B	略		
300万円以上						
400万円未満						
400万円以上						
800万円未満						
800万円以上						
1,000万円未満						
1,000万円以上						
1,500万円未満						
1,500万円以上						
2,000万円未満	A					
2,000万円以上						
3,000万円未満						
3,000万円以上						
4,000万円未満						
4,000万円以上						
6,000万円未満						
6,000万円以上						

2 略

別表3 (第10条、第12条関係)

格付工種	等級	要件
略		
建築一般	略	
	B	基準日において1級技術者を1名以上有すること。
管工事	略	
	B	(1) 1級技術者又は2級

		技術者を1名以上有すること。
		(2) 略
略		
造園工事	A	(1) 略 (2) 基準日において1級技能士（技能検定のうち、検定職種を1級の造園とするものに合格した者をいう。）を2名以上有すること。

		技術者（建設業法第27条第1項の規定により実施される管工事施工管理の技術検定に合格した者のうち、2級の検定に合格したものをいう。）を1名以上有すること。
		(2) 略
略		
造園工事	A	(1) 略 (2) 基準日において1級技能士（技能検定のうち、検定職種を1級の造園とするものに合格した者をいう。）を1名以上有すること。

別表4（第10条関係）

格付工種	等級	順位
土木一般	A	100
	B	160
	略	
建築一般	A	40
	B	60
アスファルト	A	60

別表4（第10条関係）

格付工種	等級	順位
土木一般	A	140
	B	175
	略	
建築一般	A	45
	B	70
アスファルト	A	65

附 則

この規則は、平成21年6月30日から施行する。